

令和 8 年名張市議会定例会

令和 8 年 6 月定例議会提出議案（1）

名 張 市

議案
番号

目 次

2	名張市公契約条例の制定について	3
3	名張市監査委員条例及び名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
4	名張市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	9
5	名張市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
6	名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	14
7	名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	16
8	市道路線の認定について	18
9	令和8年度名張市一般会計補正予算（第1号）について	20
10	令和8年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	21
11	令和8年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について	22

議案第 2 号

名張市公契約条例の制定について

名張市公契約条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

本市の公契約に関し、基本理念のほか基本的事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の労働条件を確保し、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念並びに市及び受注者等の責務その他基本的な事項を定めることにより、公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市（名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）第1条第1項に規定する水道事業（第4号において「水道事業」という。）及び同条第2項に規定する下水道事業（同号において「下水道事業」という。）を含む。以下同じ。）が締結する工事、製造その他市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべき契約及び市が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、予定価格（前号の協定に係る上限額を含む。）が規則で定める金額以上のものをいう。（業務委託に関する契約にあつては、規則で定める業種に該当するものに限る。）
- (3) 公共事業等 市が発注する建設工事その他の市の事務若しくは事業又は市が提供する行政サービスをいう。
- (4) 市長等 市長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (5) 受注者等 受注者（市と公契約を締結した者をいう。第5条第4項において同じ。）及び受託者（市以外の者から公契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の一部を請け負い、又は受託した者をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 労働者等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業所又は事務所に雇用されるもの及び家事使用人を除く。）又は自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、若しくは受託するものをいう。

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。
- (2) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努

めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、業務の性質及び目的を踏まえ、適正に契約事務（設計、発注その他公契約に係る事務をいう。）を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令（労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係に関する法令及びその業務に関し遵守すべき法令をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、この条例の目的を踏まえ、公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。

3 受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算するとともに、受託者と対等な立場において、合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

4 受注者及び受託者（当該受託者が業務の一部を請け負わせ、又は委託した者がいる場合に限る。第8条第2項において同じ。）は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求めるとともに、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならない。

(公契約の適正な履行の確保)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めるものとする。

2 市長等は、予定価格を算出するに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映するものとする。

3 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(特定公契約に係る適正な労働条件の確保)

第7条 市長等は、公契約が特定公契約である場合には、受注者等に対して労働条件の確保の状況その他必要と認める事項についての報告を求めることができるものとし、受注者等はこれに応じなければならない。

2 市長等は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容に疑義が生じた場合には、受注者等に対し、説明を求めることができるものとする。

3 市長等は、前項の規定による説明を受けた場合において、関係法令を遵守していない

と思料されるときその他必要があると認めるときは、国その他の関係機関へ通報し、又は連絡するものとする。

(市内事業者の受注機会の確保)

第8条 市長等は、第1条の目的の達成のほか本市における防災体制の維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下この条において「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることに鑑み、予算の適正かつ効率的な執行に留意の上、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者及び受託者は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われた公契約について適用する。

議案第 3 号

名張市監査委員条例及び名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市監査委員条例（昭和39年条例第22号）及び名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、同法の引用条文に生じた条ずれを整理するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市監査委員条例及び名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(名張市監査委員条例の一部改正)

第1条 名張市監査委員条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項及び法第243条の2の9第3項の規定による監査の請求があったとき、又は法第199条第6項及び第7項の規定により市長から監査の要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項及び法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求があったとき、又は法第199条第6項及び第7項の規定により市長から監査の要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>

(名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 4 号

名張市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

名張市総合計画審議会条例（平成15年条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張市総合計画審議会について、総合計画の適正な策定と着実な推進を図るため、所掌事務を整理し、明確化するとともに、専門性や多様な視点を有する有識者による効率的かつ実質的な審議体制を確立するため、委員構成及び定数を見直すほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

名張市総合計画審議会条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市の総合的かつ基本的な計画</u> <u>(以下「総合計画」という。)</u> <u>に関し、</u> <u>必要な事項について調査し、又は審議す</u> <u>るため、名張市総合計画審議会</u> (以下「審 議会」という。) <u>を設置する。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、総</u> <u>合計画の策定及び変更に関する事項につ</u> <u>いて調査し、又は審議し、答申する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、前項に掲げるもののほか、</u> <u>総合計画の進捗状況及び成果の検証に関</u> <u>し、市長に対し意見を述べることができ</u> <u>る。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会は、委員10名以内で組織す</u> <u>る。</u></p> <p>2 <u>委員は、学識経験のある者その他市長</u> <u>が必要と認める者のうちから市長が委嘱</u> <u>し、又は任命する。</u></p> <p>3 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市長の諮問に応じ、本市の総合的</u> <u>かつ基本的な計画に関する事項について</u> <u>調査及び審議するため、名張市総合計画</u> <u>審議会</u> (以下「審議会」という。) <u>を設</u> <u>置する。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>審議会は、委員15名以内で組織す</u> <u>る。</u></p> <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから市長</u> <u>が委嘱又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>市の教育委員会委員</u></p> <p>(2) <u>市の農業委員会委員</u></p> <p>(3) <u>市の住民で募集に応じた者</u></p> <p>(4) <u>市内の公共的団体等の代表者</u></p> <p>(5) <u>知識経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>3 略</p> <p>第3条～第7条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

名張市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市火入れに関する条例（昭和59年条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張市火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災に関する注意報が発令された場合における火入れの中止に係る規定を整備するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市火入れに関する条例の一部を改正する条例

名張市火入れに関する条例（昭和59年条例第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報、林野火災注意報（名張市火災予防条例（平成19年条例第3号）第45条の2第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。）</u>又は火災に関する警報（<u>消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。</u>）が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって外に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災注意報若しくは火災に関する警報</u>が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって外に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報<u>又は火災警報</u>が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に行う火入れについて適用する。

議案第 6 号

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償として支給する額の定額部分を改定するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名張市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた名張市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の名張市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたものの支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 7 号

名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定
について

名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第3号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張市旧細川邸やなせ宿について、市による運営から、民間事業者に貸し付け、当該事業者による運営に移行することにより、民間活力の導入による本施設のまちなか再生の拠点としての機能を強化することを目的として、公の施設としての供用を廃止するため、条例を廃止しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
名張市旧細川邸やなせ宿の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 8 号

市道路線の認定について

名張市道の路線を次のとおり認定する。

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2081	平尾24号線	平尾2486番6	平尾2486番2 7	平尾

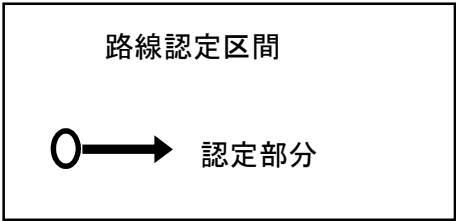
令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

市道認定基準に適合している私有道路の帰属について、地域からの要望に応えるため、市道として認定する。これが、この議案を提出する理由である。

路線認定図(平尾地区)



議案第 9 号

令和8年度名張市一般会計補正予算（第1号）について

令和8年度名張市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 10 号

令和8年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 11 号

令和8年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和8年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年6月11日提出

名張市長 北川 裕之